

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時56分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、村上誠一君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4番、議題。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和5年8月1日付で別紙の農地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により意見を求める。

令和5年8月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 細谷係長の説明を求めます。

どうぞ。

細谷係長 お世話になります。産業振興課、細谷と申します。座らせていただきまして、説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

農用地利用集積計画設定一覧表となっております。

こちら説明する前に、初めての方もいらっしゃいますので、制度について説明させ

ていただきます。

まず、農地中間管理事業というのがあるのですが、こちらで利用権設定ということを設定することになります。農業経営基盤強化促進法第18条に農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されていました。これに基づいて、今までは貸手と担い手で計画を作成して、それを農業委員会で決定し、村が公告することによって利用権が設定されていました。

令和5年4月1日に法改正がありまして、今までの制度が令和7年3月末で廃止されることになりました。ただ、令和6年度末までは経過措置として現行の制度も認められることになっています。

ということで、今まで貸手と借手で計画を作って、それを農業委員会で審査して決定するというやり方だったのですが、今後は貸手と借手の間に群馬県農業公社というところが真ん中に入る契約のやり方になっていく予定となっております。

そのため農業委員会では、次の3つの視点に基づいて審査をお願いしたいと思います。

まず1点目ですが、担い手が農用地を効率的に耕作すること、2つ目、農作業に常時従事すること、3つ目、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、こちらの3つの観点に基づいて審査していただくことになります。

それでは、説明させていただきます。

2ページ、上の段、1番です。

農地の所在ですが、山子田字南野2545番2。現況地目は畑。面積は1,157㎡。権利の種類は使用貸借による権利。内容は普通畑利用。借賃はありません。利用権を設定する方は山子田の方で、始期は令和5年9月1日から5年間、令和10年8月31日までとなっております。利用権の設定を受ける人は中之条の株式会社の方となります。農地中間管理機構の公益財団法人群馬県農業公社を介した利用権設定になります。

2件目の計画です。こちら2筆あるのですが、隣り合った農地となっております。そのためまとめて説明させていただきます。

農地の所在は広馬場字八之海道1050番と1054番1。現況地目はともに畑。面積は1,438㎡と3,088㎡。権利の種類はともに賃借権。内容はともに普通畑利用。借賃につきましては3,176円と6,824円ということで、合計で1万円となっております。利用権を設定する方はともに新井の方です。始期はともに令和5年9月1日から5年間、令和10年8月31日までです。利用権の設定を受ける方につきましては、ともに中之条の株式会社となっております。こちらにつきましても群馬県農業公社を介した利用権設定になります。

3ページ、ご覧ください。

3ページが中間管理権設定の書式ということで、こちらが新しい書式になるかと思うのですが、まず一番上ですが、各筆明細ということで一番上をご覧いただきたいのですが、まず、貸手が山子田の方です。こちらの山子田の方から、一番上ですが、借手ということで群馬県農業公社に一度貸すこととなります。

それで4ページですが、同じく一番上の各筆明細のところ、今度、貸手が群馬県農業公社になります。こちらの群馬県農業公社から借手ということで、中之条の会社に貸す形となります。

こういった形で、真ん中に群馬県農業公社が入る形となる利用権の設定となります。続きまして、5ページ、ご覧ください。

こちらが実際、借りる方の状況になっているのですが、農業経営の状況となっております。簡単になんですが、説明させていただきますと、借受人ですね、こちらにつきましても、農地を現在3万9,332㎡ほど経営している会社となっております。主な農作物につきましては、長ネギを作っております。

真ん中辺ですが、売上げが直近の1年が8,000万円、2年前が6,000万、3年前が6,500万といった形で経営している会社になります。

6ページ以降につきましては、内容につきましては同じとなっておりますので、割愛させていただきますと思います。

以上となりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。

以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷係長の退席を認めます。

細谷係長 失礼いたします。

---

◎議案第2号

議長 議案第2号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和5年8月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、変更内容につきましては、冨澤係長から説明をいたします。

議長 冨澤係長の説明を求めます。

冨澤係長。

冨澤係長 着座にて説明をさせていただきます。

議案第2号 榛東村農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について説明をさせていただきます。

議案書の10ページをご覧ください。

農業委員会長宛てに農業振興地域整備計画の変更について意見を伺う旨の通知を載せていただいております。市町村は、整備計画を策定、または変更する際に農協や土地改良区、農業委員会の意見を聞くことと、農業振興地域の整備に関する法律等に規定されていることから、貴委員会の意見を伺うものです。

議案書の11ページ、12ページをご覧ください。

本年度、農用地区域からの除外を希望する申出は全部で41件ございました。6月30日に村の農業振興地域整備促進協議会を開催し、41件の申出地について現地調査と審議を行い、許可、不許可の判断をしていただきました。その結果、資料に記載の31件を許可相当、10件を不許可相当という決定をいただきました。不許可相当と判断された10件については、農地の集団性を阻害するおそれがある、申出地周辺の農地の営農に影響が生じるなどの意見が出され、採決の結果、不許可相当と決定をいただいたものです。

なお、許可相当といただいた明細書に記載されている31件の案件につきましては、変更の公告に向けて現在、群馬県と事前相談を行っているところです。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、異議なしとし、意見することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 榛東村農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更については異議なしとの回答をすることに決定することとします。

ここで、冨澤係長の退席を認めます。

冨澤係長 ありがとうございました。失礼します。

---

### ◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字下の前351番3。地目は登記、現況ともに畑。面積は380㎡。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方、譲受人は高崎市棟高町の方。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅92.33㎡です。転用理由は、譲受人は現在、高崎市でアパート生活をしているが、将来のことを考え、住居の建築を計画していたところ、場所等、希望する条件と一致したため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

農業委員8番、田嶋久実君。

田嶋委員 私の担当区域であります。今、事務局長から説明があったとおり、場所については、八ノ海道の信号を南に下りまして、聖宮神社を南に入った場所であります。申請地はこの譲渡人の自宅の北側に位置します。場所的には北側が道路、東側も道路、南側は畑となりますけれども、北側、特に日の当たるところについて疎外をするようなことのない場所であります。排水については下水につなぐというふう聞いており

ます。また、雨水については自然浸透というような状況であります。ほぼ回りが住宅に囲まれておりますし、本人の譲渡人の北側の場所ということでもありますので、西側の農地に対する影響はほとんどないというふうに思われます。よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字宿4058番2。地目は登記、現況ともに畑。面積は550㎡。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は広馬場の方。転用目的は露天駐車場、通路、庭用地。施設等はありません。転用理由は、譲受人は隣接地に父子互いに住居を構え生活しているが、敷地が狭く駐車場等不便していたところ、娘家族が父と同居することになったため、申請地を駐車場、通路、庭用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

推進委員7番、大山清巳君。

大山委員 推進委員7番、大山です。

議案3号、2番に対して、地元委員として意見をさせていただきます。

現地については、県道渋川安中線に接する農地であり、南北は道路、西側は住宅、南はフェンスであり、隣接する農地には何ら問題はないと思います。転用については、事務局からご説明がありましたように、駐車場、通路、庭用地ということでもあります。

けれども、雨水については自然浸透ということであります。許可相当かと思えます。  
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求め  
ます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は、原案のとおり許可相当といたし  
ます。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

それでは、ここで、全ての議案の審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時37分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時20分)